

『健康・栄養科学シリーズ 食べ物と健康 食品の安全』

第1版第4刷 訂正表

(株式会社 南 江 堂 2017.1)

本書の一部内容につきまして、最新情報に基づき以下の通り補足・訂正いたします。

頁	行、箇所	訂正前	訂正後
9	7行	薬事法に規定する医薬品 および医薬部外品	医薬品医療機器等法に規定する医薬品，医薬部外品 および再生医療等製品
10	9行	薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）
	↑8行	薬事法	医薬品医療機器等法
	図2-5		〔Aに差し替える〕
11	表2-1		〔Bに差し替える〕
39	3行	1%以下	1%未満
134	3行	薬事法	医薬品医療機器等法

A

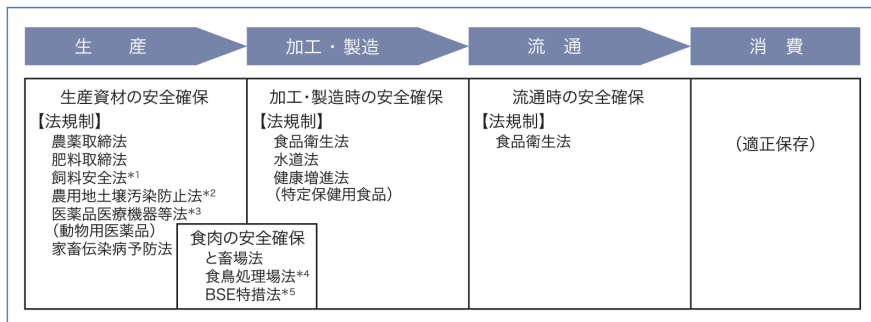


図2-5 食品供給行程の各段階と食品衛生関連法規

- *1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- *2 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- *3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- *4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- *5 牛海綿状脳症対策特別措置法

表2-1 食品衛生関連法規

食品衛生 関連法規	適用	法律名	食品健康影響評価が必要な項目
	法令に基づく規格や基準の制定、改廃あるいは許可などにあたって食品健康影響評価が必要な法律 ^{*1}	食品衛生法	食品添加物の指定、食品または添加物の基準の制定等
		農薬取締法	農薬の公定規格の制定、改廃等
		肥料取締法	普通肥料の公定規格の制定、改廃等
		家畜伝染病予防法	家畜伝染病、届出伝染病の制定、改廃等
		飼料安全法 ^{*2}	飼料添加物の指定等
		医薬品医療機器等法 ^{*3}	動物用医薬品の製造販売の承認等
		農用地土壌汚染防止法	特定有害物質の制定、改廃等
		と畜場法	と畜場の衛生管理基準、衛生措置基準、と畜検査の方法等
		食鳥処理場法 ^{*4}	食鳥処理場の衛生管理の基準、食鳥検査の方法等
		水道法	水道水質基準の制定、改廃
		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の耐容1日摂取量の制定、改廃
		牛海綿状脳症対策特別措置法	検査の対象となるウシの月例の制定、改廃
		食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律	既存添加物名簿の訂正
		健康増進法	特定保健用食品の表示許可
	適用	法律名	法律の概要
	資格制度	調理師法	調理技術の合理的な発達を図り、国民の食生活の向上に資することを目的
		製菓衛生師法	菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的
	食品表示	食品表示法	食品の安全性および消費者の選択の機会の確保のため食品の表示の基準を制定
		健康増進法	特別用途表示の許可

^{*1} 健康増進法以外は食品安全基本法第24条の規定に基づき食品健康影響評価が義務付けられている。健康増進法については、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令で食品健康影響評価が義務付けられている。

^{*2} 飼料安全法とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律をいう。

^{*3} 医薬品医療機器等法とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律をいう。

^{*4} 食鳥処理場法とは、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律をいう。